

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年9月3日(火) 号外第71号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例(35)(子育て王国課) 3
	鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(36)(脱炭素社会推進課) 4
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(37)(住宅政策課) 5
◇ 規 則	鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する 規則(37)(自然共生課) 6

公布された条例のあらまし

◇子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 子育て王国とっとり会議について定めた規定中引用する子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名及び条項を改める。
- (2) 施行期日は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 対策計画の策定等について定める規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 手数料の額を定める別表中引用する建築基準法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第7条の規定の施行の日とする。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥獣捕獲等許可申請及び狩猟者登録申請に係る申請者の負担軽減を図るため、これらの申請に係る様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 複数人が同一の内容の鳥獣捕獲等許可申請を行う場合において、代表者が一括して申請手続を行うことができるよう鳥獣捕獲等許可申請書の様式を改める。
- (2) 狩猟者登録申請において、複数の種類の狩猟免許に係る申請をまとめて行うことができるよう狩猟者登録申請書の様式を改める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（子育て王国とっとり会議）</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>（平成25年法律第64号）<u>第10条第1項</u>に規定する計画について知事に意見を述べること。</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（子育て王国とっとり会議）</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>（平成25年法律第64号）<u>第9条第1項</u>に規定する計画について知事に意見を述べること。</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第68号）の施行の日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対策計画の策定等) 第5条 略 2・3 略 4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、 <u>法第21条第9項及び第11項から第15項</u> までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。 5 略	(対策計画の策定等) 第5条 略 2・3 略 4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、 <u>法第21条第8項及び第10項から第14項</u> までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。 5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
1の2 法第6条の3第 1項又は第18条第5項 の規定に基づく構造計 算適合性判定	略	1の2 法第6条の3第 1項又は第18条第4項 の規定に基づく構造計 算適合性判定	略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

規 則

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥獣捕獲等許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">職業</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>注1 <u>複数人が同一の目的で捕獲等又は採取等に携わる場合で捕獲等又は採取等の期間、区域及び方法並びに捕獲等又は採取等をした後の処置が同一の場合には、代表する申請者の住所、氏名等を記載するとともにその氏名の下に「ほか〇名」と代表者以外の申請者の人数を記載し、代表者以外の申請者については鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）に必要事項を記載の上添付すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥獣捕獲等許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">職業</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>注</p> <p>1 略</p>

<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 略</p> <p>4 依頼による捕獲等又は採取等の場合にあつては、鳥獣捕獲等依頼書（別紙2）</p> <p>（別紙1）</p> <p>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">氏 名</th> <th rowspan="2">職 業</th> <th rowspan="2">生 年 月 日</th> <th rowspan="2">捕 獲 鳥 獣 （ 採 取 卵 ） の 種 類 及 び 数 量</th> <th colspan="4">狩猟免許</th> <th colspan="2">銃 器 を 使 用 す 場 合</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>免 許 の 種 類</th> <th>免 許 を 与 え た 都 道 府 県 知 事 名</th> <th>狩 猟 免 状 の 番 号</th> <th>交 付 年 月 日</th> <th>許 可 証 番 号</th> <th>交 付 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>（別紙2） 略</p>	住 所	氏 名	職 業	生 年 月 日	捕 獲 鳥 獣 （ 採 取 卵 ） の 種 類 及 び 数 量	狩猟免許				銃 器 を 使 用 す 場 合		備 考	免 許 の 種 類	免 許 を 与 え た 都 道 府 県 知 事 名	狩 猟 免 状 の 番 号	交 付 年 月 日	許 可 証 番 号	交 付 年 月 日																																																																																					<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 略</p> <p>4 依頼による捕獲等又は採取等の場合にあつては、鳥獣捕獲等依頼書</p> <p>（別紙） 略</p>
住 所						氏 名	職 業	生 年 月 日	捕 獲 鳥 獣 （ 採 取 卵 ） の 種 類 及 び 数 量	狩猟免許				銃 器 を 使 用 す 場 合		備 考																																																																																							
	免 許 の 種 類	免 許 を 与 え た 都 道 府 県 知 事 名	狩 猟 免 状 の 番 号	交 付 年 月 日	許 可 証 番 号					交 付 年 月 日																																																																																													

第2条 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第18条関係）

担当者記入欄	※登録番号	網		※整理番号	
		わな		※狩猟免許	
		第一種		※損害の賠償	
		第二種		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
				※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否の別	
				※対象鳥獣捕獲員であるか否かの	

狩 猟 者 登 録 申 請 書						写 真	
鳥取県知事 様							
年 月 日							
ふりがな							
氏名							
生年月日	年 月 日 生						
住 所	郵便番号						
	電話番号						
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。 <p style="text-align: center;">記</p> (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号、交付年月日及び所持する免許の種類 (□にレ印を付す。)							
□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許				知事	交付年月日
		都道府県知事名	年 月 日	狩猟免状の番号			
(2) 狩猟をする場所							
1 県下全域				2 放鳥獣猟区の区域のみ			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号から第9号までの該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付する。)							
□第7号 (許可捕獲等をした者) に該当 □第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当							
□第8号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 □いずれにも該当しない							

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (□にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。)

□対象鳥獣捕獲員である。(所属市町村) □対象鳥獣捕獲員でない。

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無 (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無		停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
-------------	--	-------	---------	---------

(6) 猟銃又は空気銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする場合)

第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃				
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第2種銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交付年月日	年 月 日

(7) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に関する要件に関する事項

共済事業の被共済者である場合	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被共済期間
損害保険契約の被保険者である場合	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被保険期間
資産保有がある場合	内 容			

(8) 職 業

1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者
4 販売従事者	5 農林業作業員	6 漁業作業員
7 採鉱・採石作業員	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業員
10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者
13 分類不能の職業	14 無職	

注1 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみ使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること ((1)の「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

2 (2)は、該当番号を○で囲むこと。

3 (8)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を○で囲むこと。

4 担当者記入欄は、記載しないこと。

5 申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。また、有害鳥獣捕獲等に係る市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがあります。

添付書類

- (3)のいずれかに該当する場合にあつては、そのことを証する書面
- (7)の要件を申請者が備えていることを証する書面
- 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合にあつては、市町村長がそのことを証する書面
- 申請手数料を納付したことを証する書面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。